# 平成28年度における恩方農村環境改善センターの管理に関する年度協定書

八王子市(以下「甲」という。)と東京都森林組合(以下「乙」という。)とは、平成24年4月1日に、八王子市恩方農村環境改善センター(以下「本センター」という。)の管理に関して締結した本センターの管理に関する基本協定書(以下「基本協定」という。)に基づき、平成28年度における協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (協定期間)

第1条 本協定の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

## (指定管理料)

- 第2条 甲は、平成28年度の指定管理料として、金4,992,500円を支払う ものとする。(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額369,814円)
- 2 甲は、乙から適正な請求があったときは、別紙支払内訳書の定めるところにより 所定の手続に従って30日以内に対価を前金払により支払うものとする。
- 3 前金払で受けた指定管理料に過不足が生じた場合でも、精算は行わないものとする。

#### (施設の維持修繕等)

- 第3条 本センターの大規模な改築、改造若しくは修繕、又は新設、増築若しくは移 設に要する費用は、甲の財産に限り原則として甲が負担するものとする。ただし、 1件あたりの金額が15万円未満の修繕については、甲の承諾を受けて、乙が本セ ンターの管理業務にかかる経費の範囲内で行うものとする。
- 2 乙が故意又は重過失により施設等を破損した場合は、金額にかかわらず乙が負担するものとする。

### (乙による備品の購入)

第4条 乙が、備品(購入予定価格5万円以上)を購入する場合は、甲に協議し、承 諾を受けて、購入するものとする。

## (疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は 誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。 本協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

# 平成28年4月1日

甲(八王子市) 所在地 八王子市元本郷町三丁目24番1号 名 称 八王子市 代表者 八王子市長 石 森 孝 志

乙(指定管理者) 所在地 西多摩郡日の出町平井2759番地 名 称 東京都森林組合 代表者 代表理事組合長 木 村 康 雄